



4. 研究倫理教育体制

本学では、研究活動における不正を防止するために、全ての研究者に研究倫理・コンプライアンス教育研修会の受講、「科学の健全な発展のために」の通読、eラーニング[eL CoRE]の受講のいずれかを義務づけています。

なお、研究に関わる学部生、大学院生、非常勤講師及び研究協力者、研究支援人材や事務担当者も研究倫理・コンプライアンス教育の受講を必要としています。

研究倫理教育教材等について

◆研究倫理教育・コンプライアンス教育研修会(コンプライアンス委員会・FD委員会共催)の受講

毎年公募申請前に、本学独自の研究倫理教育・コンプライアンス教育研修会を開催しています。

◆「科学の健全な発展のために」(グリーンブック)の通読

日本学術振興会が日本学術会議と連携・協力しながら、研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方等の基礎知識を取りまとめた冊子です。各キャンパス庶務課で貸出しを行っています。

◆eL CoRE(日本学術振興会提供web教材)の受講

研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや倫理要領、成果の発表方法、研究費の適切な使用等、研究者としての心得が示された教材です。

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>



5. 研究倫理等に関する情報へのアクセス

◆大学諸規程(研究倫理)



<http://www.shotoku.ac.jp/outline/rules.php>



6. 岐阜聖徳学園大学倫理綱領(抜粋)

VI 研究者としての規範

知的財産権の尊重

- 1 私たちは、著作権、特許権、その他の知的財産権を尊重し、ルールに則った使用を行います。

研究成果の公表

- 2 私たちは、高等教育を担う一員として、常に学問探究の志を持ち、学術研究に精励し、研究成果を公表します。

研究成果の教育への反映

- 3 私たちは、高等教育を担う一員として、研究成果を教育に反映させるように努めます。

倫理問題への配慮

- 4 私たちは、倫理的な課題を伴う研究を行う際には、関係法令・指針等を遵守し、適正に研究を遂行するとともに、公序良俗に反する行為は行いません。

学問的批判への対応

- 5 私たちは、他の研究者の学問的立場を尊重し、学問的批判に対しては誠実に対応します。

産学官共同研究実施時の留意点

- 6 私たちは、産学官共同研究・受託研究等を行う場合は、契約内容を遵守し、公益性に反する研究は行いません。

公的研究費等の不正使用及び研究の不正行為に関する相談・告発の窓口

- 学長室(羽島キャンパス本館2階)
岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地
058-279-6710
058-279-6415
kikaku@shotoku.ac.jp

岐阜聖徳学園大学
コンプライアンス推進委員会

研究倫理ガイド

研究者に求められる
責任と倫理について

～研究活動を行う全ての方へ～

本学における研究者とは、教員に限定せず、研究活動を行う全ての者を対象とします。学部生や大学院生、研究生なども研究に関わるときは、「研究者」に準ずる者とみなされ、研究倫理を遵守するために研究者の作法を学ぶ必要があります。また、事務に携わる者、物品等の取引を行う者についても同様です。



岐阜聖徳学園大学 / 大学院
岐阜聖徳学園大学短期大学部



1. 研究倫理教育の意義と必要性

研究費の不正使用並びに研究活動における不正行為については、昨今様々な報道がなされているにも関わらず、一向に減少する傾向にはありません。また、学生が授業等の課題として出されたレポート作成に際し、インターネット上で公開されている他人の文章を無断で借用したため、厳正な処分を受けた事例も報告されています。

研究における不正は、どんな状況においても許される行為ではありませんが、意図的なものはもとより、不注意や知識不足によるものとしても、不正を行ってしまうと、研究者としての将来や社会人としての信用が失われるとともに、所属している組織全体の信用も失うこととなります。それが公的研究費となれば、配分機関から重大なペナルティを課せられることになり、一度失った信頼を回復することは、容易ではありません。

研究倫理教育は、「**責任ある研究活動の推進**」を図るための取組の一つとして重要な役割を果たし、研究活動を行う上で“望ましいか否か”を判断し、考えるために必要とされる知識や知恵を提供するものです。また、**質の高い研究成果を産み出す優れた研究行為を推進し、研究成果の信頼性を確保する上でも重要**となります。

本学における関連規程等

- 岐阜聖徳学園大学倫理綱領
- 公的研究費等の取扱い及び不正防止に関する規程
- 研究倫理審査委員会規程
- 不正防止計画

本学における管理責任体制

- コンプライアンス推進組織の編成
 - ・最高管理責任者：学長
 - ・統括管理責任者：副学長
 - ・コンプライアンス推進責任者：学部長、短期大学部長、事務局長
 - ※研究科長は所属学部との長と協働でコンプライアンスを推進する
 - ・キャンパス責任者：事務部長
 - ・内部監査部門：内部監査室

Stop!
不正



2. 研究活動における不正行為

(1) 特定不正行為

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日)では、ねつ造、改ざん、盗用を特定不正行為として定めています。

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
例 期待していた実験結果が得られなかったため、架空のデータを作って発表した。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
例 複数回の実験結果のうち、想定外のデータを外し、推論と合うようにデータを切り貼りし、発表した。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
例 WEB上の既に発表された論文の一部をコピーし、出典を明記せずに、自分の論文にそのまま貼り付けて発表した。

文部科学省公開の不正事案について



(2) その他の不正行為

特定不正行為のほか、以下のような行為も不正行為としてみなされます。

二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

不適切なオーサーシップ (著作者表示)

当該の研究活動に無関係の他者を著作者に加えたり、共同研究者を適切な形で著作者に含めなかったりすること。

利益相反

外部との経済的な利益関係により公的研究で必要とされる「公正」かつ「適正」な判断が損なわれること。

研究費の不適切な使用

物品購入時

預け金(業者に虚偽の請求をさせて、業者が受け取った代金を別の用途に使用すること)や分割発注、品名替え、期日ずれなど。

出張

架空出張、出張費の水増し請求、他研究費との二重受給・私的な旅行への流用など。

人件費、謝金

給与(アルバイト代)や謝金についての架空請求や水増し請求など。



3. 責任ある研究活動に向けて

公的研究費等の不正使用や研究の不正行為を行わないことは勿論ですが、責任ある研究活動を行うためには、次に掲げる事項への適切な対応も求められます。

研究に関わる資料等の保存

他者が見ても分かるように実験ノート・研究ノート等を作成して記録を残し、研究に関係した資料・記録・データ等は、適切に管理し、成果発表後も一定期間保存する必要があります。

引用のマナー (信憑性の保証)

先行研究からの引用や参照した文献・図表等がある時は、インターネット上の情報を含め、ルールに則って出典を適切に明記し、自らの研究と先行研究の位置づけを明確にする必要があります。

共同研究のマナー

研究の役割分担や責任、データ取得・管理、共有の方法、成果発表時の方針等を明確に決めておく必要があります。また、他の研究者や学生とチェックし合える環境を整えることも大切です。